

事 務 連 絡  
令 和 2 年 3 月 30 日

各 

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

### 新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について

- (1) 新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いのうち、「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」について

健感発0304第5号令和2年3月4日「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」(2)①の「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」については、外来、入院問わず、帰国者・接触者外来と同様に、疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分ける(少なくとも診察室は分けることが望ましい)、必要な検査体制を確保する、医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられている医療機関として都道府県等が認めた医療機関を指しているものである。

検査体制の確保の観点から、あらかじめ、検査を行うことができる医療機関を準備しておくことが重要であることに加え、院内感染防止の観点からも新型コロナウイルス感染症を疑う肺炎患者が出た場合に、速やかに検査結果を把握できる必要がある。こうした医療機関においては、保健所と連携し、速やかにPCR検査を行うことや、保険適用によるPCR検査を行うことができる体制を整えることが望ましい。

都道府県等においては、このような医療機関から申し出があった場合には、速やかに適切な感染対策がとられている旨を確認の上、「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」として認め、保険適用に伴う手続きを行うよう、願います。

(2) 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査における健康観察中である無症状の濃厚接触者が医療従事者等ハイリスクの者に接する機会のある業務に従事する者に関する取扱いについて

今般、院内感染例が増加している現状を踏まえ、国立感染症研究所の「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」にある下記記載をご確認頂き、医療従事者に対して検査が必要と考えられる場合においては、積極的に検査して頂きますよう改めて周知の程お願いする。

原則として、健康観察期間中である無症状の濃厚接触者は、新型コロナウイルスの検査対象とはならないことは前述の通りである。しかし、濃厚接触者が医療従事者等、ハイリスクの者（高齢者、基礎疾患がある者、免疫抑制状態である者、妊娠している者）に接する機会のある業務に従事し、検査が必要と考えられる場合、クラスターが継続的に発生し、疫学調査が必要と判断された際には検査対象とすることができる。

以上